

◎地方交付税法の一部を改正する法律

(平成二八年一月二六日法律第四号)

一、提案理由 (平成二八年一月一三日・衆議院総務委員会)

○高市国務大臣 地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

東日本大震災に係る復興事業等の実施状況等により、震災復興特別交付税に要する額を変更する必要があります。このため、平成二十五年度の当初予算及び補正予算で地方交付税の総額に加算し、平成二十六年度に繰り越した震災復興特別交付税のうち、同年度の決算において不用となった金額について、地方交付税の総額から減額することとしております。

次に、今回の補正予算により、平成二十七年度分の地方交付税が一兆三千百十三億円増加することとなりますが、このうち普通交付税の調整額の復活に要する額四百六十九億円を追加交付することとし、残余の額一兆二千六百四十四億円を平成二十八年度分の地方交付税の総額に加算して、同年度に交付することができることとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

二、衆議院総務委員長報告 (平成二八年一月一四日)

○遠山清彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の状況等に鑑み、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成二十六年年度の決算において不用となった千四百八十三億円を平成二十七年度分の地方交付税の総額から減額することとしております。

また、今回の補正予算により増加することとなる平成二十七年度分の地方交付税一兆三千百十三億円につきまして、普通交付税の調整額の復活に要する四百六十九億円を除く一兆二千六百四十四億円を同年度内に交付しないで、平成二十八年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付できることとしております。

本案は、去る一月十二日本委員会に付託され、昨十三日、高市総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、これを終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院総務委員長報告 (平成二八年一月二〇日)

○山本博司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、地方財政の状況等に鑑み、震災復興特別交付税のうち、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況により平成二十六年年度の決算において不用となった金額を減

額するほか、補正予算により増加した平成二十七年度分の地方交付税の額の一部を平成二十八年度分の地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものであります。

委員会におきましては、地方交付税による年度間調整の在り方、震災復興特別交付税の不用額の減額による復興への影響の有無、復興・創生期間における人的支援等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して倉林明子委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。